

予防接種健康被害救済制度の周知に関する陳情

(福祉健康委員会付託)

受 理 番 号 第 2 6 号

受理年月日 令和 5 年 1 1 月 2 日

付託年月日 令和 5 年 1 1 月 2 8 日

陳 情 者

陳 情 原 文 現在、厚生労働省では予防接種健康被害救済制度に関して、予防接種を受けた際に健康被害が生じた場合は住民票を登録していた市町村で申請の手続きをすることになっております。

江戸川区のホームページでもワクチン接種によって健康被害が生じた場合の救済制度について案内がされ、必要書類の種類や医療費・医療手当申請書の記入例、また提出先の案内などが記載されています。しかし申請に必要な書類の一つである受診証明書の書き方については記載がありません。ホームページで案内されている「江戸川区新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター」は書類の書き方についてご存じでなく、書き方を理解している保健所の「ワクチン接種担当課」への案内（連絡先 0 3 - 5 6 6 1 - 5 2 0 9）はホームページに記載されていませんでした。また、申請の際には医療機関において医師に受診証明書を記入して貰う必要があるものの、医療機関の関係者や医師自身が救済制度に詳しくないため、本来拒否する事の出来ない受診証明書の記入を拒否するケースが少なくありません。申請の際に必要なカルテの開示も医療機関によってはその費用が 1 万円を超えるところもあり、申請する際の大きなハードルになることがあります。

奈良県のホームページでは救済制度について分かりやすい案内があり、医療機関に対して医師が書くべき受診証明書の記入方法や、受診証明書やカルテの写しの拒否をしないことの通達をされております。また、奈良県はワクチン後遺症について 5 3 病院と 3 2 1 診療所が対応可能として掲載されており、奈良県のコロナワクチン副反応コールセンターでは医療機関への予防接種健康被害救済制度の書類作成依頼方法やカルテの開示費用の高い医療機関についての相談なども対応可能としています。江戸川区のホームページでは救済制度の申請における重要な部分であるそのような具体的な問題にまで配慮しておらず、実際にワクチンの被害を受けた方へのきめ細かい案内にはなっていません。

コロナワクチン後遺症は厚労省の説明では軽快あるいは回復すると説明されているものの、「新型コロナワクチン後遺症患者の会」の提供した 3 2 0 人の後遺症患者の資料によれば令和 5 年 7 月時点で 8 8 . 1 % は 1 年以上症状が持続し、1 1 . 6 % が 2 年以上持続

(裏面に続く)

しています。また、厚労省研究班の調査では医師から提供のあった140人の患者の情報のうち79の症状を記載しているものの、患者の会の提供した調査では320人の患者のうち7,551の症状が報告されています。

こうした被害実態があることから東京都は予防接種健康被害救済制度の申請件数を現在では開示しており、宮城県や宇都宮市、千葉県、神奈川県、滋賀県、熊本市、宮崎県、鹿児島県、沖縄県なども予防接種後副反応疑い報告制度の報告件数についてホームページで公表しております。ワクチン後遺症の患者はただでさえ様々な症状を抱えている中、情報が少ないために症状に合った適切な医療機関を見つける事が困難な状態にあり、そのために救済制度に申請する際に大きな壁にぶつかっている現状にあります。

つきましては、貴議会において江戸川区もこの事実をご周知頂き、ワクチン後遺症を抱える方へ細やかな配慮ある案内をし、少しでもそのハードルを緩和して頂きますよう、下記のとおり陳情いたします。

記

- 1 予防接種健康被害救済制度について他都市のようにホームページや広報等でより分かりやすく適切な案内をすること。
- 2 江戸川区の全ての病院に対し、他都市のように予防接種健康被害救済制度を希望する患者がいた場合には受診証明書の記載やカルテの写しの拒否をしないように通達すること。
- 3 受診証明書の書き方について、他都市のように分かりやすい書き方等をホームページや広報で案内すること。
- 4 江戸川区のコロナワクチン副反応コールセンターも、他都市のように後遺症を抱えた方に症状に合った治療法または医療機関を適切に案内すること。また保健所の「ワクチン接種担当課」への案内もホームページに記載すること。
- 5 新型コロナワクチンに関連する予防接種健康被害救済制度の申請件数や予防接種後副反応疑い報告制度の報告件数についてホームページで公表すること。